

令和4年2月15日

市政記者クラブ 様

中区区政部市民課
担当：石井（265-2230）

住民票の写し及び戸籍の附票の写しの誤交付について

中区市民課において、下記のとおり住民票の写し及び戸籍の附票の写しの誤交付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 発生年月日

令和4年2月8日（火）（住民票の写し）

令和4年2月9日（水）（戸籍の附票の写し）

2 概要

- ・2月8日12時30分頃、司法書士法人Aより、Bさんの住民票の写しについて申請があった。その際に、申請書には、Bさんについて「住所、氏名（漢字）」の記載はあったが、「フリガナ、生年月日、方書（マンション名や部屋番号）」の記載はなかった。職員が検索時に申請書の氏名（漢字）から推定したフリガナで検索したところ、同住所で同姓同名ではあるが、Bさんとはフリガナの異なる別人のCさん（別の部屋番号）がただひとり表示され、その住民票の写しを発行してしまった。
- ・照合及び交付を担当した職員は、司法書士法人Aと証明書の相互確認を行ったが、お互いにBさんの証明書でないことに気づかず、そのまま交付してしまった。
- ・翌9日には、司法書士法人Aより、Bさんの戸籍の附票の写しの申請があったが、前日に交付したCさんの住民票の写しをもとにその申請が行われたことから、Cさんの戸籍の附票の写しを交付した。
- ・2月14日（月）11時20分頃に、司法書士法人Aから、2月8日交付の住民票の写し及び翌9日交付の戸籍の附票の写しが同住所で同姓同名の別人のものであるとの申し出があり、誤交付が判明した。

3 漏えいした個人情報

Cさんの住所、氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄、本籍及び筆頭者氏名

4 対応

- ・誤って発行したCさんの住民票の写し及び戸籍の附票の写しを回収した。
- ・Cさんには、連絡が取れ次第、謝罪する。

5 原因

- ・証明書を作成した職員が、該当者の特定につながる氏名のフリガナ、生年月日、方書等の確認を怠ったうえ、該当者を検索する際に、申請書に記載された該当者の「氏名（漢字）」ではなく、漢字から推定したフリガナのみにより検索をしたため。

6 再発防止策

- ・司法書士法人等による申請の受付の際、申請書等に「方書」、「生年月日」等の情報が記載されていない場合は、申請者に対して記載の可否について確認を行う。
- ・証明書の作成のため該当者を検索する際、まず、申請書に記載された情報を正確に把握し、記載されたとおりの情報によって検索を行うことを徹底する。
- ・個人情報の取り扱いに関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努める。